

今後の行財政運営の方向性をお示しします

(1) 行財政運営のマネジメント・メッセージ

大田区は、効率的・効果的な区政運営の推進とともに、人口増と企業業績の伸びに支えられ、これまで堅実な財政運営を実現してきました。しかし、100年に一度の危機と言われる世界同時不況による景気の急速な悪化は、急激な円高や株価の大幅下落などを引き起こし、日本経済全体を減速させています。世界有数の大企業をはじめ多くの企業が業績見込みを後退させる中で、雇用情勢も悪化し、地域経済にも大きな影響が出ています。

政府の月例経済報告によると、景気は、足踏み状態であり、失業率が高水準にあるなど厳しい状況とされています。先行きについては、当面は大きな動きは想定されないものの、海外経済の改善や各種の政策効果によって、景気が持ち直していくことが期待される一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気がさらに下押しされるリスクが存在しています。

また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であると、経済回復への期待感と依然として厳しい状況にある現状が確認されたところです。

大田区も、少子高齢化や雇用環境の悪化がもたらす社会保障費等の義務的経費が増大するなど、財政の硬直化に直面しています。平成22年度当初予算は、歳入面では、依然として停滞している経済状況の影響を受け、特別区税や特別区交付金などの基幹財源の大幅な減収を見込むこととなりました。

歳出面では、義務的経費について、職員定数の削減などによって人件費が23億円減となってもなお、生活保護世帯数の増加や満期一括償還方式の特別区債が償還期限を迎えることなどに伴い、総額で184億円の増となる厳しいものとなりました。

区財政は、基幹財源の大幅な減収と義務的経費の増加という二重の課題に直面しています。歳入の大幅な伸びが見込めない中、未来プランの着実な推進と新たな財政需要に的確に 대응していくためには、経費縮減に向けた主体的努力の徹底とともに、既存施策の見直しや再構築によって、財源を確保することが必要です。

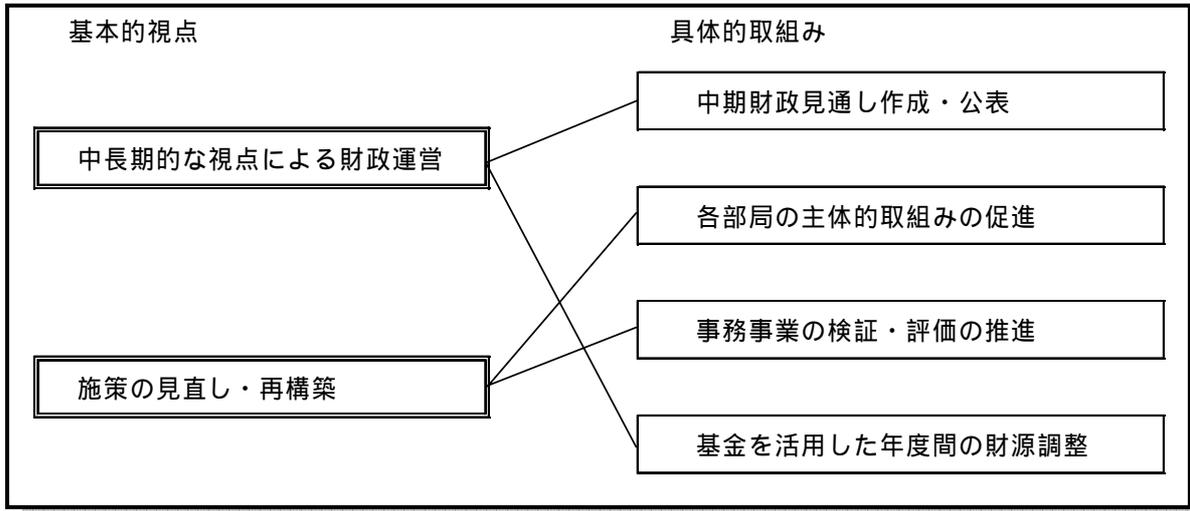
未来プランの中で示した「平成21年度から10年間の財政計画」は、「未来プランに掲げた事業や区民生活の安定に必要な事業の着実な実行」とともに、「先の見えない経済情勢にあっても、新たな行政需要に機動的に対応できる財政基盤の確立」の2つの視点をベースにしています。

この考え方をもとに、未来プランを着実に推進し、区民の皆さまの負託に積極的に応える取組みを全庁あげて加速するとともに、一時的な収支均衡を達成するだけでなく、身の丈にあった財政規模を確立し、中長期的に安定した行政サービスを提供できる持続可能な財政運営を行うために、財政構造改革に全庁をあげて取り組んでいきます。

(2) 行財政運営の基本的視点と具体的取組み

今後の行財政運営における基本認識は、未来プランに掲げた財政計画の2つの視点を踏まえ、中長期的な視点から財政基盤の確立を行いながら、区民生活の安定に必要な不可欠な事業を着実に実行していくことです。

全庁をあげた財政構造改革の基本的視点として、中長期的な視点による財政運営と施策の見直し・再構築を掲げました。あわせて4つの具体的な取組みを明示しています。



中期財政見通しの作成・公表

中期的な財政状況及び財政運営の方向性を示して、将来にわたって様々な課題に対応し、より安定的な行政サービスの提供をめざすため、3年間の「中期財政見通し」を作成しました。各年度の収支の均衡を図るといった視点だけでなく、財政基金などの活用による財源の年度間調整の仕組みを強化するなど、中期的な視点を重視した財政運営の指針とします。

今後3年間は、予算要求の段階から経費の圧縮を図り、単なる収支の均衡という量的改善だけでなく、聖域を設けることなく施策の見直し・再構築を進め、全庁をあげて財政構造改革を推進し、生み出した財源を必要な施策の着実な実施に向けて活用して

いきます。

(参考：中期財政の見通し)

【留意点】

この財政見通しは、中期的視点に立った財政運営を進めるため、平成22年6月時点で想定できる要素を増減して算出したものであり、今後の予算編成を拘束するものではありません。

特別区税のうち区民税は均等割額と所得割額に分けて、均等割額は、納税義務者を15歳以上人口との回帰方程式により、所得割額は、前年の名目GDPから一人当たりの課税標準額を回帰方程式により推計し、納税義務者数と税率を乗じて税額を算出しました。

特別区交付金は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税を原資とし、その55%分を特別区に分配する制度です。市町村民税法人分は、相関関係の高い鉱工業生産指数を基に、固定資産税は、過去10年間の平均増減率を基に算出しました。

人件費は、報酬、給与、職員手当など、扶助費は、平成22年度当初予算を基に人口構成等の変動を加味して算出しました。

投資的経費は、未来プランに基づいています。

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度
歳入合計(A)	2,175	2,183	2,167
特別区税	673	685	689
地方譲与税等	124	124	124
特別区交付金	575	575	575
国都支出金	497	504	510
特別区債	38	39	28
その他の歳入	267	255	240
歳出合計(B)	2,323	2,340	2,298
義務的経費	1,209	1,214	1,199
人件費	475	467	457
扶助費	637	647	657
公債費	97	100	85
投資的経費	272	281	250
その他の歳出	842	844	848
財源不足額(C) = (A) - (B)	148	157	131

予算要求手法として、平成 23 年度予算編成に際しては、予算要求の上限であるシーリングを意識しながら、施策の見直し・再構築を推進していきます。区民が必要とする行政サービスを維持するため、厳しい財政環境の中でも財源を安定的に確保する必要性から、国庫支出金などの特定財源を確保する取組みを一層促進していきます。

地方行財政において、区民が享受する行政サービスに対応した費用を負担する「受益と負担」の明確な関係を実現する必要があります。国庫支出金は、行政水準の地域格差の解消や、地方公共団体単独の財政力では賄いきれない大規模な財政需要を担う「地方財政法に基づく役割」があります。

中期的には、基幹税の課税自主権の拡充による地方の自主財源強化や、国から地方への抜本的な税財源移譲を行い、地方税財源を充実・強化することが重要です。これらの考えに基づき、内閣府副大臣からの一括交付金に係る意見提出依頼に対して、区は平成 22 年 4 月、以下の意見を送付しました。

一括交付金の対象範囲、交付財源、配分基準などについて、地方財政法の趣旨を踏まえ、福祉や教育など国民の権利である一定サービス水準（ナショナルミニマム）を保障するための国の責任を後退させないこと。特に高度に人口が密集している東京都大都市区域は、財源が他に振り向けられることによる減収、不利益が生じないよう強く求める。

中期的には、一括交付金の検討とあわせて、基幹税の課税自主権の拡充による地方の自主財源強化や、国から地方への抜本的な税財源移譲の検討を行い、地方税財源を充実・強化すること。

国の財政再建や政策実現の財源捻出のための議論だけに終始し、単なる補助率の低下など地方への財政負担の転嫁に終わらないよう、「地域主権改革」にふさわしい実りあるものとする。

これらのほか、各部局が予算要求を行う際に、経常的経費のさらなる圧縮努力による財源捻出を進め、必要な施策の実施に財源を振り向けられるよう戦略的な財源配分の取組みを進めます。

新規事業や複数年度にわたり大きな財政負担を伴う事業を計画する際は、これまで以上に将来目標の設定や投資効果、後年度財政負担などの推計を含めた事業計画を作成し、各部局において区財政への影響を十分に検討するなどの取組みを進めていきます。

基金を活用した年度間の財源調整

歳出規模を抑制する前提の下で、歳入の根幹をなす基幹財源の大幅な増加が見込めない中であっても、安定的に行政サービスを提供していくために、基金を有効に活用していくことが必要です。中期財政見通し作成時に想定していなかった減収が生じた場合は、基金取崩しによる財源確保を行い、努力の結果、財源を産み出したり増収が生じた場合には、基金の積立による基金残高確保を図り、将来に備えていきます。

(3) 事務事業の検証・評価

区はこれまで「行政評価実施方針」(平成16年7月)に基づき、内部による行政評価を実施してきました。

その後「大田行政経営プラン」(平成21年6月)において、区政の透明性のさらなる向上や、区民への説明責任の徹底に資する具体的取り組みとして「行政評価実施方針」の抜本的な見直しを掲げており、これに基づき「大田区における事務事業の検証・評価に関する基本方針」(平成22年5月)を策定しました。

この新しい基本方針では、区が行う全ての事務事業を3つに分類し、検証・評価を実施していくこととしています。

分類の1つ目は「未来プランに掲げる施策・事務事業」です。未来プランは、公募区民の方や区議会議員、学識経験者などを構成員とする基本構想審議会からの答申を基本に、意見交換会やパブリックコメントなど、広く区民の皆様のご意見を踏まえて策定しました。そのため、未来プランに掲げる事業については、区が責任を持って計画を推進し、その進ちょく状況を区民の皆様に分かりやすく公表することが重要です。区は本年9月に「平成21年度「おおた未来プラン10年」に掲げる主な事業の進ちょく状況報告書」を作成し、未来プランに掲げる主な事業(119事業)全ての取組み内容及び進ちょく状況を公表しました。

また、未来プランでは施策ごとに「モノサシ」を定め、10年後の大田区のめざす姿にどのくらい近づいたのかを区民に分かりやすく示す指標を設定しています。指標の目標年度は平成25年度及び30年度としていますが、目標年度以外の年度においても、可能な限り公表していきます。

2つ目は「法令及び条例上、区が実施しなければならない事務事業」です。事務事業の性格から、各部局が社会経済状況を十分に踏まえながら執行方法・業務体制等の見直しを行っていきます。

3つ目は「その他の事務事業」として、上記2つの分類を除く全ての事務事業です。事務事業の必要性の有無、実施主体のあり方、効果的な実施方法等について検証・評価します。手法については、それぞれの事務事業を所管する部局が内部で検証・評価を行う自己評価のほか、外部の方が評価者となり、公開の場で区の職員と議論を行う外部評価があります。

外部評価(平成22年度は試行)は、学識経験者や区民によって構成される「大田区事務事業外部評価委員会」を設置し、18の事務事業及び区直営施設の4施設の運営等を対象に、本年9月から10月にかけて3回実施しました。外部評価委員と区の担当部局が公開の場で議論を行う手法で行われ、外部の評価委員は、事務事業の評価だけでなく、必要に応じて具体的な改善提案なども行うものです。

包括外部監査以外で、区の職員以外の方による事務事業の評価は初めての試みでしたが、多くの事務事業や施設について改善の必要性が指摘されました。この結果については、区のホームページで公表するとともに次年度以降の予算案や業務計画に反映していきます。

区は、今後も区政の透明性・説明責任の確保の観点から積極的に未来プランに掲げる事務事業の進ちょく状況を公表するとともに、事務事業を効率的かつ効果的に実施するため、より良い検証・評価手法の確立に努めていきます。